

平成23年第4回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開 会 平成23年12月 8日

閉 会 平成23年12月14日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（12月14日）

出席議員 7名

1番	久 慈 修 一 君	3番	森 弘 美 君
4番	坂 本 豊 君	5番	久 慈 省 悟 君
6番	青 木 倉 元 君	7番	山 館 清 剛 君
8番	木 村 修 君		

欠席議員 1名

2番 藤 田 修 一 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
教 育 長	八 戸 良 幸 君
会 計 管 理 者	木 村 春 美 君
総 務 課 長	八 戸 純 一 君
税 務 課 長	芳 賀 作 君
住 民 課 長	越 田 茂 弘 君
健 康 福 祉 課 長	濱 田 亮 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 亮 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本 勲 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局長 川崎清春 君
議会事務局主幹 中川孝治 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

7番 山舘清剛 君
1番 久慈修一 君

議事日程（第3号）

- 第 1 議案第64号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 2 議案第65号 平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）案
- 第 3 議案第66号 平成23年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）案
- 第 4 議案第67号 平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
- 第 5 議案第68号 平成23年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案
- 第 6 議案第69号 平成23年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第3号）案
- 第 7 議案第70号 平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案
- 第 8 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 発議案第3号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例案
- 第10 蓬田村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 第11 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前10時00分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第64号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について

○議長（木村 修君） 日程第1、議案第64号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 議案第64号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について、内容のご説明をいたします。

3枚目をお開きください。4行目の見出し、事務局及び機構となっておりますけれども、この第9条組合に事務局及び市町村税滞納整理機構を設け事務局長及び機構長その他の職員を置く、この規定は来年4月1日市町村総合事務組合内に市町村税滞納整理機構を新たに設けるものでございます。この整理機構は市町村税の滞納整理を進め、徴収率の向上を図るために設けられるものでございます。

これに伴い、市町村総合事務組合に弘前市を加入させること、また市町村税等の滞納整理に関する事務に弘前市、黒石市、五所川原市、三沢市を加えることから今回規約を変更するものでございます。

なお、この規約については青森県知事の許可があった日から施行し、平成24年4月1日から適用するものでございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ございませんか。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第65号 平成23年度蓬田村一般会計補正予算(第6号)案

○議長(木村 修君) 日程第2、議案第65号平成23年度蓬田村一般会計補正予算(第6号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。初めに総務課長。

○総務課長(八戸純一君) 議案第65号平成23年度蓬田村一般会計補正予算(第6号)についてご説明いたします。今回の補正予算は2,555万6,000円の増額補正でございます。その一般財源の主なものは普通交付税3,610万円を充当してございます。

次に総務課にかかわる補正予算についてご説明いたします。18ページをお開きください。歳出でございます。9款消防費1目非常備消防費19節の中に青森地域消防広域化推進協議会負担金100万円を計上してございます。この100万円は県が青森県消防広域化推進計画を策定してございます。この計画は現在県内の広域消防が10あるわけですが、それを六つに再編するその計画でございます。青森地域広域消防事務組合の中に、今回この計画に基づいて平内町を入れるという計画がございまして、その計画を進めるために今回青森地域消防広域化推進協議会を設ける予定でございます。その中で青森地域広域消防運営計画などをつくる必要があります。したがって、この青森地域消防広域化推進協議会の運営費に充てる負担金として今別町、外ヶ浜町、青森市、我が村、いずれも100万円負担するというところでございます。

次にその下の非常勤消防団員等公務災害補償等負担金追加負担金433万2,000円を計上してございます。これにつきましては今回の東日本大震災に伴いまして消防団員が亡くなられた方並びに行方不明の方が8月現在で約251名になっております。この亡くなられた消防団員、また行方不明の消防団員の方々に公務災害の補償をするために国の方で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の施行令の一部を改正しまして、ことし8月10日に公布・施行されてございます。これに伴いまして全国この共済に加入している市町村が消防団員1人当たり2万2,800円の負担金を追加で納めることになりました。したがって、今回我が村も2万2,800円掛ける消防団員の定数が190名ですので433万2,000円納めるということで今回計上いたしました。

次に、2目消防施設費の中の15節工事請負費の中に第4分団モーターサイレン修繕工事費を計上してございます。これは蓬田消防屯所のモーターサイレンが故障して今は応急措置で対応してございますので、予算を認めれば至急修理の方に入りたいということで、一式取りかえる必要があるということで今回この額を計上してございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 次に、税務課長。

○税務課長（芳賀 作君） 7ページをお願いします。歳入1款1項1目1節村民税普通徴収400万円の減であります。今回の補正は陸奥湾ホタテ貝高水温被害に伴い現時点で予想される減額の額分を減額補正したものであります。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（濱田 亮君） 健康福祉課の主なるものを説明いたします。14ページをお願いします。3款1項社会福祉施設費扶助費自立支援給付費300万円、これは障害者施設サービスを受けている利用料みたいなものです。その施設に対して払うものです。これは国県の補助事業になっております。

次のページをお願いします。4款1項健康増進事業費、これは新型インフルエンザ予防接種助成金事業がございましたが、新型インフルエンザというのが通常の子節性インフルエンザとしての取り扱いになったためここを減額するものです。それからその上の3目環境衛生費、村指定ごみ袋製作委託料25万8,000円、これはごみ袋はそろそろなくなりそうなので計上したものです。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 亮君） 産業振興課の主なるものを説明いたします。9ページをござんいただきます。19款4項2目1節分収造林損害賠償金14万9,000円計上してございます。これは阿弥陀川の国有林の伐採作業中に誤って村の部分林を誤伐してしまったために営林署の方から保証金として14万9,000円を計上してございます。

次に16ページをお開き願います。6款2項1林業総務費の22補償補てん及び賠償金になります。これは分収造林賠償金10万5,000円、これは阿弥陀川の阿弥陀川地区森林育成事業推進組合に阿弥陀川の部分林組合でありますけれども、阿弥陀川の部分林組合の方に10万5,000円をお支払いする。これは先ほどの歳入の関係とそれから残りについてはこれからの収入というふうなことになります。

次に6款3項1水産業費負担金補助及び交付金であります。燃油運搬車等車庫新築

事業補助金、これは蓬田漁協に対して400万円を補助するものであります。以上であります。

○議長（木村 修君） 次に、建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 建設課関係の主なものについてご説明させていただきます。16ページ、お開き願います。

上段、6款1項5目農地費11節需用費37万8,000円、13節委託料1,056万5,000円をそれぞれ減額しておりますが、これは団体事業の総事業費の減額に伴い減額したものでございます。また、歳入も県補助金720万5,000円と土地改良区の花担金55万円を減額してございます。その下、15節工事請負費129万7,000円を計上しておりますが、これは瀬辺地地区排水路の補修工事でございます。

17ページ、お開き願います。中段8款2項1目道路維持費15節工事請負費42万8,000円を計上しておりますが、これは蓬田地区道路横断水路改良工事費26万3,000円と高根地区村道排水路補修工事16万5,000円の工事費でございます。その下の2目除排雪費14節使用料及び賃借料の67万円につきましては、これは小型の除雪機の賃借料でございます。次に下段、8款4項1目住宅管理費につきましては宮本団地の工事関係の予算の組み替えでございます。また、その下の2目公営住宅建設費11節需用費の4万2,000円につきましては、これは公営住宅の入居者募集のパンフレットの印刷代でございます。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 18ページ、お開き願います。教育費の主たるところを説明します。10款教育費1項教育総務費から緊急雇用対策事業の組み替えでございます。あと、社会教育のボランティア補助事業の組み替えも入っております。18ページはそういうものです。それから19ページもその緊急雇用の入れかえでございます。

その20ページ、お開き願います。20ページの2目公民館費、3目ふるさと総合センター費の11節需用費なんですが、燃料費15万円、光熱水費10万円、燃料費20万円、これに関しては灯油とA重油の単価の値上がり分、3月まで見越しての値上がり分でございます。その下の表、スポーツガーデン管理費は同じく緊急雇用対策事業の組み替えでございます。

次のページ、21ページの保健体育費なんですが、学校給食センター特別会計への繰出金69万8,000円、これは後ほどまたご説明いたします。以上であります。

- 議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番久慈省悟君。
- 5番（久慈省悟君） 16ページをお開き願います。6款3項の水産業費でございますけれども、今担当課長の方から燃油運搬車等車庫新設事業補助金として400万円計上されておりますけれども、今議会の初日にこの件に関して説明をしたい、このように局長を通して私どもの方にお話がありましたけれども、そして本会議で聞かれなくなってしまうから説明は不要だという判断のもと、説明を否定したわけでございます。しかし、今週の月曜日に全員協議会という形をとりましてこの件に関して十分な議論がなされたわけですが、担当課長はなぜ初日の8日にこの件に関して説明をしたいとそう思ったのか、少しお考えを伺いたい。
- 議長（木村 修君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（坂本 亮君） 実は9月から高水温対策関係で補正も計上してございますけれども、この件に関しては実は春から、実をいうと大分前から消防関係等の施設で大分消防署さんの方から改善していただきたいということで大分あった案件でございます。今回、このたび高水温対策に兼ねまして本来であればもっと早くご説明すべきところでありましたけれども、実はもっといい補助金あるいは交付金の事業とかがずっと春から模索しておりましたけれども、なかなか緊急雇用対策とかそれらの関係の交付金事業とか震災の関係で東北、特に太平洋側の方に予算が大分回った関係上、なかなかいい事業がございませんでした。ぜひとも漁協さんが要望されている案件でありますのでぜひとも23年度中には高水温対策も兼ねてこの落ち込んでいるときに何とかしてやりたいというふうなことで急遽とはいいませんけれども、11月に入ってから大体このぐらいの事業費がかかるのかというようなことで慌ただしく事業費を算出したわけでありまして、決して、本来ならもっと早く説明できればよかったんでしょうけれどもなかなか説明できなくてずっと、定例の前になってしまったわけですが、さいわいにいたしまして12日に全員協議会の場をおかりしまして多少なりとも説明させていただきましたけれども、まだまだ足りない部分がありますのできょうまた改めてお気づきの点がありましたら説明させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。
- 議長（木村 修君） 5番久慈省悟君。
- 5番（久慈省悟君） 財源の確保をするのにちょうどよいタイミングを見ていたという、そのようにとるわけでございますけれども、11月ごろから模索しながらもっと早く説明をなされればよかったんですがというふうにつけ加えておりましたけれども、こういう

予算を上げてくるというのは担当課長が自分のところから出す、これは担当課長が一番よくわかっているわけですね。ですから、その直前になって説明とかさまざまそういうことだと議会も8人いるわけですので8人の考えがあるわけです。そうするとさまざまなどころで、ちょっとしたところで弊害的なものも生まれてくるわけですから、少なくとも3、6、9、12というのは最初から各課長も村サイドも議会の開催日だというのはわかっているわけですね。こういうとき、もう少しこの月での緊張感を持って私のところから上がっていくものに関しては事前に説明をなされなければならない物件はないかともう少しきちんと各自私どもも自分なりにもそうですけれども、もう少しその辺もきちんと改めていただきたい。このように思います。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。1番久慈修一君。

○1番（久慈修一君） ここで発議いたしたいと思います。

議案第65号平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）案に対して修正動議を発議いたします。

○議長（木村 修君） 暫時休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

ただいま久慈修一君から議案第65号平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）案に対する修正動議が提出されました。

この動議は蓬田村議会会議規則第15条の規定により成立しました。提出者の久慈修一君より修正案の説明を求めます。久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 修正動議に対する説明を行います。

ただいまの一般会計補正予算（第6号）案に対して修正動議を提出するわけですが、本議案の中に漁協に対する燃油運搬車等車庫新築工事補助金がございます。この補助金については以前からの消防査察の指摘事項であるとただいまも説明がございましたので、事業の必要性は認められるものであります。しかし、新規事業補助金を予算計上するに当たり今回は冬期間工事となる12月補正対応しなければならないという緊急性はあるのか。また、この補助金の公共性、公平性などはいいか。この点について議会と十分協議の上予算計上する必要があると考えます。したがって、議案第65号平成

23年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）案の一部を次のように修正することを提案いたします。

第1条中、2,555万6,000円を2,155万6,000円に、23億4,903万9,000円を23億4,503万9,000円に改める。

第1表歳入歳出予算補正歳入中、9款地方交付税の補正額3,610万円を3,210万円に、計の額11億2,990万円を11億2,590万円に、歳入合計の補正額2,555万6,000円を2,155万6,000円に、計の額23億4,903万9,000円を23億4,503万9,000円に改める。

歳出中、6款農林水産業費の補正額547万5,000円の減を947万5,000円の減に、計の額1億3,879万5,000円を1億3,479万5,000円、6款農林水産業費3項水産業費の補正額400万円をゼロ円に、計の額3,473万6,000円を3,073万6,000円に、歳出合計の補正額2,555万6,000円を2,155万6,000円に、計の額23億4,903万9,000円を23億4,503万9,000円に改める。

歳入歳出予算事項別明細書についてです。1総括の歳入中、9款地方交付税の補正額3,610万円を3,210万円に、計の額11億2,990万円を11億2,590万円に、歳入合計の補正額2,555万6,000円を2,155万6,000円に、計の額23億4,903万9,000円を23億4,503万9,000円に改め、歳出中、6款農林水産業費の補正額547万5,000円の減を947万5,000円の減に、計の額1億3,879万5,000円を1億3,479万5,000円に、一般財源の額228万円を172万円の減に、歳出合計の補正額2,555万6,000円を2,155万6,000円に、計の額23億4,903万9,000円を23億4,503万9,000円に、一般財源の額3,495万9,000円を3,095万9,000円に改める。

2歳入9款地方交付税1項地方交付税の補正額及び節の金額並びに説明欄の金額3,610万円を3,210万円に、計の額11億2,990万円を11億2,590万円に改める。

3歳出6款農林水産業費3項水産業費の補正額、一般財源、節の金額及び説明の欄の金額400万円をゼロ円に、計の額3,314万円2,000円を2,914万2,000円に改める。

以上、提案いたします。議員の皆様方にはご賛同をよろしく申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木村 修君） これより議案第65号平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）案及び議案第65号平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）案に対する修正案に対する討論を行います。

討論ありませんか。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 質疑は省略ですか。いいです。そのとおりにやります。

○議長（木村 修君） 暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） ただいま出されました動議案に反対をいたします。理由は、漁協から車庫建設の補助金を求める要望書が過去に提出をされておりました。昨年の高水温で甚大な被害を受け、その経済的な負担が今回の補正予算の国保税の減額にもあらわれております。蓬田村は1次産業の村であり、農業・漁業を守り育てなければなりません。農業に関しても航空防除への村の補助金を50万円上積みしてもらい180万円になっております。このわずかな金額でも農家は非常に助かっており、本来5,500円を超える航空防除の反当当たりの負担金も5,300円ほどになっており、近隣の町村では最も安くなっているわけです。ホタテ被害で村の援助が必要な時期でもあり、今回の漁協への援助は必要であると考えます。

また、先般12日の全員協議会でも話をされたわけですが、これは必要だということで3月中には臨時議会などを開いてでももう一度審議をするということでありましたけれども、私としては今反対をしてその次に賛成をしても漁協に対してはなぜそういうふうになったのか明確な説明をすることは私はできません。よって、今回の予算修正動議には反対をします。以上です。

○議長（木村 修君） そのほか、討論ありませんか。討論がないようですので、これより議案第65号平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）案に対する修正案を採決いたします。

この採決は起立により行います。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立3人）

○議長（木村 修君） 起立3名で過半数に達しておりません。念のため、本修正案に反対の諸君の起立を求めます。

（起立3人）

○議長（木村 修君） 起立3名、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により議長において本案に対する可否を採決いたします。

議案第65号平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第6号）の修正案については、議長は否決すべきものと採決いたします。

次に議案第65号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7人）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第65号は可決すべきものと決定いたします。

日程第3 議案第66号 平成23年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）案

○議長（木村 修君） 日程第3、議案第66号平成23年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 学校給食センター特別会計補正予算は次に定めるところによります。

歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出総額2,848万1,000円とします。5ページ、お開き願います。2款繰入金です。1節繰入金一般会計より繰り入れ69万8,000円。次、3款繰越金です。前年度繰越金10万2,000円、合わせて80万円でございます。

歳出です。6ページ、お開き願います。1款総務費総務管理費でございます。11の需用費80万円、その内訳は消耗品20万円、清掃用具、それから洗剤、そういうものでございます。それから⑤の光熱水費60万円、これはL Pガスでございます。新しい給食センター、空調設備、エアコンディショナーなんですけれども、その動力源は電気ではなくエンジン、屋外にエンジンがついているんですが、それを動かしてコンプレッサーとして動かしてやっている。そのエンジンを動かす燃料がL Pガスとなっております。夏の冷房とかそれは電気代とかはかかりません。それから暖房の灯油代とかもかかりません。ただ、このL Pガスを動力にして動かすものですからL Pガスがその分かかるといいうのです。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ございませんか。質疑がないようですから質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第66号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第67号 平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)案

○議長(木村 修君) 日程第4、議案第67号平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(越田茂弘君) 国民健康保険特別会計の補正予算です。433万6,000円を追加して、歳入歳出合計4億7,137万7,000円とします。

5ページをお開き願います。1款国民健康保険税、現年課税分を一般及び退職被保険者分合わせまして2,215万8,000円を減額しております。その内訳としましては、昨年の高水温被害に伴うホタテ漁業者の現時点で予想される減免分として1,562万6,900円、加えまして過去の納付実績から現時点で予想される未収入金額として653万1,230円、合わせて2,215万8,000円を減額するものです。次に9款1目一般会計繰入金を2,649万4,000円増額しております。

歳出については6ページをお開き願います。3款後期高齢者支援金等については財源補正であります。4款の前期高齢者納付金等については3,000円の増額補正です。6款の介護納付金については232万1,000円の増額補正です。7款共同事業拠出金については1目、2目合わせて201万2,000円の増額補正であります。以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ございませんか。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。討論ないようですから、討論を終わります。

これより議案第67号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第68号 平成23年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算
(第2号)案

○議長（木村 修君） 日程第5、議案第68号平成23年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議案第68号平成23年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明させていただきます。

平成23年度の蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出それぞれ3万8,000円を追加し、予算総額を1億1,609万4,000円とするものでございます。

6ページ、お開き願います。1款1項1目一般管理費11節需用費3万8,000円を計上しておりますが、これは浄水場の電気料の補正でございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ございませんか。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ないようですから、討論を終わります。

これより議案第68号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第69号 平成23年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第3号)案

○議長（木村 修君） 日程第6、議案第69号平成23年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第3号)案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（越田茂弘君） 介護保険特別会計の補正です。511万3,000円を追加して歳入歳出総額を4億265万5,000円とします。

5ページをお開きください。歳入について、5ページ、6ページにありますけれども、主な項目だけ。6ページの5款県支出金県補助金です。これは地域支えあい事業交付金として499万8,000円を見ております。

次に7ページの歳出です。ただいま申し上げました県の補助金の関係ですけれども、これは村内における要援護高齢者、介護とか支援の一応高齢者を対象として、それを村内の図面にどこにどのような人がいるかということで、その図面に落とした情報を提供するという事です。これは県の補助金が10分の10、持ち出しがないということですのでこの際うちの方も取り入れて介護保険のみならずいろいろなひとり世帯とかそういうどこにどのような方がいるとか一目瞭然にわかるようなシステムができるみたいですのでこれを取り入れたいと思って今回申請しました。それから2款保険給付費ですけれども、在宅においていろいろな住宅に支障がある場合に住宅の改修が介護保険の中であるわけですが、それにかかる費用として10万円補正しております。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ございませんか。5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 今課長の方からご説明いただきましたけれども、10分の10が県支出ということで、我が村でも取り入れるということでございます。これはひとり住まいとかそういう方々に対して幅広く公表できるものなののでしょうか。ただ、それとも村当局が、担当の方がそのように把握しているだけなんのでしょうか。その辺、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（越田茂弘君） 介護とかひとり世帯とか老人世帯とか、そういう面については公表は恐らくできないと思います。事務サイドでの把握、例えば何か災害があったときのどこにどういう人がいるとか災害対策とかそういう面では職員の中では共有できるかもしれませんが、住民には公表、まだ秘密ということですので、そういうものは公表はできません。ただ、図面を取り入れたものにその情報をあてがうという、図面に、例えば村内にある蓬田村の図面、土地、家屋でも使っているような図面です、国土調査の図面、そういうものも取り入れることはできるということで、ある面では税務課であれ事業課であれその図面が欲しいとかその道路がどういうふうになっているとかそういう場合には一応地番指定すればその部分がプリントアウトできる。それで固定資産の場合はよく自分の土地がわからないところで図面が欲しいとコピーをもらいに来るわけですけれども、そういう場合でもその場合は住民に交付もできるのではないかとそ

ういうふうにも考えております。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第69号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7人）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第70号 平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案

○議長（木村 修君） 日程第7、議案第70号平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（越田茂弘君） 後期高齢者医療特別会計の補正です。29万1,000円を追加して、歳入歳出総額を8,377万円とします。

5ページ、お開き願います。歳入は繰越金です。29万1,000円。

6ページ、歳出です。1款1目13節委託料後期高齢者特定健康診査委託料として7万6,000円、これは15人分を見ております。それから後期高齢者健康診査データ管理委託料として3,000円、これも15人分見ております。それから下段の3款です。23節償還金利子及び割引料、保険料の還付金として21万2,000円見ております。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ないようですから、討論を終わります。

これより議案第70号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7人）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
○議長（木村 修君） 日程第8、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。村長。

○村長（古川正隆君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員に推薦したいので議会の意見を求める。

記

東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干185番地3

柿崎 昇

昭和18年3月9日生

提案理由、平成24年3月31日で任期満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により人権擁護委員を推薦するため諮問するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ございませんか。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより諮問第1号を採決いたします。本件は適任と答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7人）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任と答申することに決定しました。

日程第9 発議案第3号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例案

○議長（木村 修君） 日程第9、発議案第3号地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例案を議題といたします。

提出者の森 弘美君より説明を求めます。森 弘美君。

○3番（森 弘美君） それでは、発議案第3号地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例案についてご説明申し上げます。

蓬田村の総合振興計画の基本構想については村の将来に関する重要事項であります。このため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決事件とするため提案するものであります。何とぞ慎重審議の上、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（木村 修君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより発議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7人）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

日程第10 蓬田村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（木村 修君） 日程第10、蓬田村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を議題といたします。

平成23年12月24日に任期満了となる蓬田村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてお諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員には藤本 衛君、柿崎 昇君、高田盛男君、川崎勝則君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました藤本 衛君、柿崎 昇君、高田盛男君、川崎勝則君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の指名を行います。補充員には鳴海泰博君、田中春雄君、木戸良治君、八幡長年君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました鳴海泰博君、田中春雄君、木戸良治君、八幡長年君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第11 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

○議長（木村 修君） 日程第11、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された議案の審議は全部終了しました。

閉会するに当たり、村長よりあいさつをお願いします。村長。

○村長（古川正隆君） 本定例会は2011年最後の議会であります。今年も余すところあと半月余りとなりました。議員の皆様方には健康に十分留意され新年を迎えられるとともに

に、新しい年もますますご活躍を祈念いたしまして閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） これをもちまして平成23年第4回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

どうも、ご苦労さまでございました。

午前11時18分 閉会

上記会議の経過は、事務局長川崎清春が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員